

## 1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 ( 第 4 日 目 )

1. 出席議員 14名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 小宮山 定彦 君  | 9 〃   | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃   | 山 城 峻 一 君 | 10 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃   | 祢 津 明 子 君 | 11 〃  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃   | 中 島 新 一 君 | 12 〃  | 塩野入 猛 君   |
| 6 〃   | 大日向 進也 君  | 13 〃  | 中 嶋 登 君   |
| 7 〃   | 栗 田 隆 君   | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |     |       |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長             | 山 村 | 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 | 守 君   |
| 会 計 管 理 者       | 池 上 | 浩 君   |
| 総 務 課 長         | 柳 澤 | 博 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 関   | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長         | 大 井 | 裕 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長         |     |       |
| 総 務 課 長 補 佐     | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長         |     |       |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |     |       |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) ワクチン接種についてほか   | 栗 田 隆 議員   |
| (2) 新型コロナの対応についてほか | 中 島 新 一 議員 |
| (3) 来年度予算の編成方針はほか  | 大 森 茂 彦 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、7番 栗田 隆君の質問を許します。

7番（栗田君） ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をこれからいたします。

まず最初に、ワクチンの接種の問題なんですけれども、このワクチンというものは、その病原——まあ病原菌、菌というわけでもなくてウイルスですから、いろいろな病気そのものを体の中に入れて、それで体の中で抗体を作って免疫をやるというもので、非常に危険ではあるけれども、今まで、これポリオとか天然痘とか、人類を非常に悩ませてきたもの、これはもう古代のエジプトの壁画にも完全に、この人はポリオだ。

日本、まあ日本に限らないと思いますけど、これにかかると、いわゆる、子どもがかかるあれが多いんで小児麻痺という形になって、私が大きくなる段階でそういうのもあったわけですけど、非常にこのポリオで、かかって、足なんかが本当に細くなっちゃったりとか。いわゆる小児麻痺ですよ。そういう子どもあるいは大人が、結構な数、いたんですよ。皆さんの周りにも多分、かなりの数、いらっしやっただと思いますけど、これ日本で大流行して。

それとか、あとは天然痘です。これも、日本の歴史ひもといたただけでも何——もう重要な方が、かなりの確率で、この天然痘で死んでいると。明治天皇の1つ手前の孝明天皇も、このいわゆる天然痘で亡くなったり。

そういうことで、皆さんもよくご存じのように、ジェンナーとかがそれに対してのワクチンを作り上げて、それを自分の子どもに接種して、安全である、効果があるということで、2000年

代ぐらいには、このポリオというのはほとんどなくなって、今ではもう2か国ぐらいでしか、はやっていない、単なる風土病みたいになっているんです。

それで、ワクチンというのは、それだけ非常に有効なすばらしいものではあるんだけど、それを接種するとなると、何しろ病気そのものを体の中に入れるということですから、かなり危険を生ずるわけですよ。

10年前、2009年から2010年にかけて、このときリーマンショックがあったんで、そっちのほうに皆さん気を取られちゃっているんですけど、2009年に、今回と全く同じような形で新型のインフルエンザがはやったんです。そのときに、まあ新型なものですから——というか、こういうノロウイルスとか、この今、はやっているタイプもそうですけど、毎年毎年、新型なんです。本当は。それで、その2009年から2010年にかけて日本中でしょうけつを極めたわけですけども、そこで日本が一生懸命になってですね、急遽ワクチンを作って、2,283万人、2千万人、まあ日本人全部の5分の1、6分の1程度ですかね——に接種が行われたわけです。

それで、まあ、それが効いたかどうか、それはまあ、よく分かんない。よく分かんないというか、効いてはいたんでしょうけれども、結構な副作用が出まして、その副作用だけでもう病院で把握しているのが2,428症ということ。それから、重篤な例が416件あって、これで、ワクチンそのもので死んでしまった人が133人。これは、ほぼ確定した数なんです。

ただし、やっぱり、いろいろな問題があって、因果関係がはっきりとは認められてないけど、どの文献見てもですね、133という数字出てくるんですよ、このときワクチンでお亡くなりになった方です。

それで、ワクチンを打った場合に、やっぱり体に抗体ができて、免疫ができて、それでいいんですが、その抗体というものがかなりの重篤な病気そのものを引き起こすことがあるわけです。それちょっと面倒くさい名前で、いろいろ抗体が作り出す病気という形であるわけです。

その抗体がどういうのを作り出すかというと、自分が持つ免疫が、その抗体によって、ある意味、暴走を始めてしまうわけです。それで、それによって、かなり重篤な後遺症が、ワクチンによって、起こるといえる可能性があるわけですね。その主なものを言うと、アナフィラキシー、いわゆるアレルギーの強い形でのショック状態が、これは121件ある。それから、脳脊髄炎という形で、これも今はっきりしているのが5件。それともう一つ、ギランバレー症候群というのがありまして、それが否定できないというふうに分かっているものが10件あるわけです。ところが、これいろいろな文献調べると、500件というところも北海道の病院の先生は、それを言っておられるわけです。

そこから、こういう話になっちゃうんですよ。

私は今、右腕は全く上がらないという形での、脳神経科のほうに——かかるとすれば、脳神経

科のほうなんですけど、もちろん、ちょっと、私の息子の学校とかそれから就職とかにかなり差し支えるということで、そのとき、私が仲よくしている人あるいは私の教え子にかなりの数のお医者さんがいるものですから、みんなの意見聞いたところ、いや、それギランバレーですよ。もう完全にギランバレーですよみたいな話になって。それで、そのとき私、いや、それまずいわと。もし確定診断でそんなものが出ちゃったら、ちょっと、私の子どものほうに多大な迷惑をかけてしまうということで、そのまんま、ほったらかしにして、今まで来たわけですけれど。

ちょうど発症したときが、2010年。やっぱり私が、予備校で講師もしていましたので、そのとき受験生、大学受験生にとって一番危険なのは、インフルエンザなんですよ。そこに、ワクチンを打たないで子ども達に教えたということになると、これはとんでもない問題が引き起こされるわけです。それで、子ども達のほうでインフルエンザにかかっちゃった。入学試験受けられない。じゃあ2次試験に回るか。もちろん2次試験とかも、病気ならしょうがないからやってくれるんですけども、かなり、マイナスになるわけです。特にセンター試験なんか、追試験ということになりますから。

そういうことで、私は、まあ毎年は打っているわけじゃないんですよ。上手に逃げて、打ったような顔をしていたりもずっとしていたんですけど、これ、だから2009年、2010年に打ったかどうかははっきりしていない。分かりませんし、自分の今の、右腕が全く利かないというようなのも、そのせいかどうかも分かってはいないわけです。

そういうことで、これから皆さんのワクチンの接種が始まると思うんですけども、そのときに、その実施するとき、こういうことなんですよ。加藤官房長官なんかは、もう、それはもう各自の判断でお願いしますと。だから、これは強制ではなく、努力義務ですって。努力義務という日本語も何か変な感じするんですけど、そう言われてですね、さて、本当に正しい情報が今ずっとマスコミなり政府から流れていけば私はあんまり問題じゃないと思うんですけども、そのマスコミなんかで流れる、テレビ、新聞出ているのが、本当にその危険性とか、きちっと伝えられているかという。そこには、かなりちょっと問題あるんじゃないかと。政府の姿勢としても、前のめりな感じがしますし。

そこで、こちらの町のほうでは、皆さんに広報し周知する段階で、どのような形でなされるのか。

それから、一番問題なのは、私は、ワクチンは、やらないと——それはそれで皆さんのそれぞれの判断ですと政府のほうが言っているわけですから、それは何の問題もないんですけど。それで、やらなくて、後になってから実は陽性でしたみたいな話が分かっちゃって、それで周りにうつすとか、うつさない人もその方は2週間隔離とか、いろいろ大変なことになるわけですね。で、周りから何言われるか分かんないと。これはもう役場の方々も、後ろにおられる町会議員の皆さんもですね、大変なことになると思うんですよ。そういうときに、どのように町のほうでは対

処するのか。

今言ったことが、最初の、広報・周知の内容がイ。それから、感染した場合、特にワクチンを打たないで、後で感染した方に対しての誹謗中傷、そういったものに対しての対処法ってどんなようなものであるか。それをまず、最初にお聞きしたいと思います。

**町長（山村君）** おはようございます。

ただいま栗田議員さんから、1番目の質問としまして、ワクチン接種について、イとしまして、コロナ・インフルエンザウイルス感染症対策でワクチンの接種実施に関しての広報あるいは周知について。それから、（ロ）としまして、感染者への誹謗中傷の対応・対策はということでした。

いろいろ、今お話伺いました。なかなかよく分からない、見通しが無い状況であります。この新型コロナの収束が見通せない中でも、ワクチンへの期待が日増しに高まっておりますし、国内外で鋭意開発が進められているというところでもあります。

新型コロナウイルスに関するワクチン開発の状況としましては、国内においてもいくつかの企業や研究機関が開発に取り組んでおりますが、ワクチンの供給について、日本が合意または契約している欧米3社のワクチンの実用化に向けた動きが今加速しているという状況にあります。特にアメリカのメーカー2社については、欧米において承認の手続きが進められ、一部では既に承認されたことから、今後、流通と接種が進んでいくということの段階になっております。

日本では、この2社から合計8,500万人のワクチン供給を受ける予定ですが、実際の接種までには国内における治験を経て、安全性や有効性を確認する必要があるというところでもあります。

また、国においては12月2日に改正予防接種法が成立し、ワクチンの接種について、費用は国が全額負担をし、接種の実施主体は市町村とされましたが、現時点において、接種方法や時期など詳しいことは未定でありますので、町民の皆様に対しましても、具体的なことが決定された段階でお知らせしてまいりたいと考えております。

一方、インフルエンザ予防接種につきましては、10月から翌年1月まで、予防接種法に基づく定期接種の対象となる65歳以上の高齢者等に対しまして自己負担千円で実施しており、任意接種となる中学生以下のお子さんに対しては、学校など集団生活におけるインフルエンザウイルスの蔓延の危険性が高いことから、1回の接種に対し千円を上限に助成を行い、感染予防と重症化予防を図っているというところであります。

高齢者の方のインフルエンザ予防接種につきましては、例年11月に接種を受ける方が一番多くなっていましたが、今年は接種開始の10月の接種が2,574名と、昨年666人の4倍近くになり、早めの接種で感染予防をされているという状況であります。

今年は、こうした早期の予防接種や、新型コロナウイルスの感染予防の基本である手洗い、マ

スクの着用の徹底などによる効果が、インフルエンザの患者数が昨年同時期と比較して依然少ない状況につながっている一番の要因と考えるところであります。

インフルエンザについては、新型コロナウイルス同様、いつどこで感染するか分からず、特に高齢者や子どもさんが感染すると重症化する恐れもありますので、予防接種についてはきちんとお知らせしていく必要があると考えております。

町では、新たに高齢者の定期接種の対象となる65歳の方には個別でご案内の通知をお出しし、中学生以下の子どもさんにつきましては全員に助成券をお送りしておりますが、その際には、ワクチンの効果や副作用についての説明も同封しております。

同時に、現状でインフルエンザの罹患者が少ない状況に鑑みますと、改めて基本的な感染防止対策の徹底が重要であることも呼びかけていく必要もあるかと考えております。

今後も引き続き、ワクチン接種の案内にあたっては、効果と副作用を含めた丁寧な説明と併せて、手洗いやマスクの着用といった感染防止のための取り組みについてもお知らせしてまいりたいと考えております。

続きまして、口の感染者への誹謗中傷への対策はについてでありますけれども、感染者の方に対し、誤った知識や不確かな情報により不当な差別や偏見、いじめ等が行われることは、決してあってはならないことであります。

特に、インフルエンザの予防接種につきましては、感染を抑えるというより、発病を予防したり重症化を防ぐ効果があるとされており、予防接種を受けても感染する可能性もありますし、アレルギー等で受けたくても受けられない方もおられます。

町では、これまで、町内において新型コロナウイルスに感染された方が発生した際には、感染された方やご家族などへの差別や偏見が起こることのないよう、防災行政無線を通じて町民の皆様にお伝えしたほか、ホームページ等においても感染者への誹謗中傷がないよう継続してお願いをしてきているところであります。

不当な差別や偏見、誹謗中傷の防止は、感染症に限らず、全ての事柄に通じるものでありまして、町としても、あらゆる場面、あらゆる機会を通じて、人権への配慮を呼びかけてまいりたいと考えております。

**7番（栗田君）** 私の質問では、どうやって周知するのか、それから周知の内容ということになると、あるいはその誹謗中傷に対してどういうふうに対処するかという、これは非常に答えづらいといえますかね、やっぱり今お答えになられたような答え以上の答えを言ってもらって、これはちょっと無理だということは、私もよく分かります。

ただ、今の状況がですね、これは11月の26日現在ですけど、0歳から20歳までの子ども、二十歳未満の子どもは、この十何か月、10か月以上やっているにもかかわらず、1人も死んでおりません。ゼロです。それから、20代から60歳まで、60未満ということですけど、大体

今の日本の人口でいうと9千万を超える人口の部分ですけども、ここでお亡くなりになった方は78人ということです。

去年、昨年ですね、インフルエンザで亡くなった方は、ワクチンがあるにもかかわらず、3,325人の方が、インフルエンザが原因で、亡くなっているわけです。もちろん、これは病院が把握しているだけで、全然それも知らずに、病院にもかからず死んでしまった人もいるだろうし。それから、風邪は万病のもとと言いますから、それによって引き起こされた肺炎とか糖尿病の悪化とか、そのインフルエンザによって悪化して死亡したという人の数は、厚生省は、この死亡の人数から把握して大体1万数千人だろうと。これは、はっきりと分からないわけですね。

この前も、ジスカールドスタンというフランスの大統領がお亡くなりになりました。コロナで死んだということになっておりますが、死んだ年齢が94歳です。それでも、どうしてもやっぱりコロナで死んだと言わねばならんのか、その辺は私はちょっとどうなのかよく分かりませんけどね。

そういう状態ですから、もし私に、子——まあ子どもはいるんですけど、ワクチンはやっぱりちょっとやめといたほうがいいんじゃないのというふうに、私のほうから言っちゃおうと思いますけど、もちろん行政のほうからそんなことは言えるわけもない。ただし、十分に、危険であるということは承知の上でご判断願いたい、こういうふうになると思うんですよ。それはもう、しょうがないことだと思います。

ちょっと今日は、今年年末ということで、やたら盛りだくさんにしちゃったものですから、ちょっと急ぎます。(笑声)

次、教育についてです。

教育については、町のほうの予算もつけていただいて、GIGAスクール構想と呼ばれるようなタイプですね——この教育のほうはね、変な英語ばかり、ずらっと並んで——ああ、変な言葉で言っちゃいけませんけど、ちょっと分かりづらい英語が並んでいるわけです。まあGIGAスクールなんていうのも、一番間違えやすいギガバイトか何かだと思っちゃう人も出ると思いますが、現に出ているんですけど。もちろん、全然違って、要するに、AIとかをみんなのためにというタイプの、文部省の構想なわけです。

そこで私は、教育について、まず一番最初は、これは今の問題とも絡むんですけど、高校の受験生が、中学校3年生、今一番大事な時期ですよ。そこで、もし少しでもインフルエンザがはやるといふことになったり、あるいは今のコロナウイルスがはやるとかになった場合、どのような対策をお考えかということがイ。

それから、私はもう、教育というものは基本的にもう対面式、その人とその人が接して、それで両者ともにですね、一緒に、学ぶほうも教えるほうもですね、響き合ってやっていくものが教育の基本だろうとは思っています。けども、ICTとかそういうタイプのものがあるんだから、お

勉強については、ICTでいく。まあ、お勉強の一部になると思いますけどね。そのときに、坂城中学なり3つの3小学校で独自のカリキュラム、独自のやり方、あるいは教室でそういうビデオを撮る、それでみんなに流すというような、そういうのを考えて、やってはどうかと。そういうことも考えております。そこで、口で、従来の対面式とICT教育のどういう組合せをお考えになっているか。

それから、ハとしては、今、先生たちの負担というのは、これはもう日本の先生たちの負担というのはものすごいものがありまして、ちょっとOECDとかその辺で調べただけでも、日本の先生、中学校ですけどね、公立中学の場合、クラブに使われる時間が1週間に7.7時間。これ世界平均は2.1なんです。まあOECDだけですから、一応、全世界というわけじゃないですけども、2.1時間。日本は7.7時間、先生、時間を取られちゃう。それから、事務作業は、日本の場合は週約5.5時間取られる。世界平均は2.9時間というふうになっています。

もう、先生たちの負担というのはもう結構なもので、しかも英語も教えろ、あれもやれ、これもやれということになって、そこにまたICTかというふうになると思いますので、そういうところがスムーズにいくように、そのICTなんかの特化したような支援員の方、学習支援員ですね。今も結構いて、坂城町って結構充実しているんですよ、そういう意味では。それを、ICTに特化した支援員の増員などは考えておられるかどうか、ここをお尋ねいたします。

**教育長（清水君）** 2、教育についてのうち、私からは、口、従来の対面授業とICT活用事業の組合せについてと、ハ、学習支援員の増員を考えているかについてお答えいたします。

まず、先進的な取り組みをいたしました熊本市の様子についてであります。

政令指定都市の熊本市では、平成30年9月に一部の小学校を対象に4,335台のタブレット型端末を導入し、昨年度末までに市内の小中学校全134校に合計2万3,400台の整備を行いました。これは3クラスに1クラス分の割合の台数になり、このほかに、普通教室に電子黒板と実物投影機をそれぞれ2,400台設置しました。

そして、NTTドコモ、熊本大学、熊本県立大学と熊本市で連携協定を結び、産学官が連携してICT機器を活用できる環境づくりを行い、導入が済んだ学校から順次、ICT機器の運用を始めることになりました。

ところが、学校では、どの学年のどの単元でどのような学習活動を行うのが望ましいのかといった授業改善の視点や、児童生徒の資質・能力の向上を目指して指導計画を改善するといった部分が、まだ追いつかない状態であったようであります。

そこで、熊本大学教職員ICT教育チームでは、熊本市の学習環境に合わせたICT教育モデルカリキュラムを学校と協働して作成し、各学校におけるICT教育を推進するための指針といたしました。このカリキュラムは、授業改善の視点、情報活用能力の育成、プログラミング教育の3つの章で構成され、必要最低限のモデルが示され、主体的・対話的で深い学びを実現し、学



力向上に資することを目的としております。

そして、教員の研修を担う熊本市教育センターが、教育委員会の指導主事と外部委託のICT支援員、さらに端末の調達元である会社のスタッフなどとチームを組織し、1校ずつ巡回して教員に研修を行ってきました。さらに、21人いるICT支援員を1週間に半日、各学校に派遣する体制を整え、ICTを使った授業をサポートしたり教員の研修を行ったりしたそうであります。

このような取り組みが功を奏し、コロナ禍における学校休業の際には比較的早くオンライン授業が可能になったということでもあります。

坂城町でも、GIGAスクール構想推進事業により、児童生徒1人に1台端末の配置が決まり、その環境整備を進めているところでありますが、ICT機器の円滑な活用につきましても現在準備を進めているところであり、熊本市教育委員会の取り組みも大変参考になっております。

現在、学校の準備の動きとしましては、町の校長会及びICT活用教育委員会において、ICT機器の活用の先進的な取り組みを行っている自治体の実践をオンラインで学ぶという取り組みがありました。

また、来年度の町の小中学校の研究の重点をICT教育に置き、坂城町と連携協定を締結する大学の先生にご指導をいただき、ICTを活用した、子どもが学び合う授業、学びを止めないためのオンライン授業、確かな情報活用能力の育成等について研究を進めていく予定であります。

教員間、学校間でICT教育の格差が生じないようにするため、ICT活用教育委員会を中心に情報交換や授業参観、年間カリキュラムの在り方等の研究も進めてまいりたいと考えております。

1学期において坂城中学校の3学年で取り組んだオンライン授業や各小学校でのオンラインを活用した活動をきっかけに、教員に「できるところからやろう」という機運が生まれておりますので、それを大切に、町として必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ハ、学習支援員の増員を考えているかについてお答えいたします。

GIGAスクール構想推進事業による学習環境は、児童生徒の資質・能力を育成するための授業の改善という目的のために整備されるものであります。ICTは、こうした教育の目的を達成するための手段として用いられるものであって、ICT機器を使用することそのものが目的となり、授業そのものは改善されないということになってはいけないと考えております。

したがって、ICT教育のカリキュラムも、ICTを使用することを目的に作成するのではなく、授業改善の視点や主体的・対話的で深い学びをするために、効果的にICTを活用するといった基本的な立場を根本に置いて作成しなくてはなりません。

この作成には実際かなりの時間や労力が必要になりますので、町学校職員会のICT活用教育委員会を中心として、既にコロナ禍で学校の休業中に配信されていた様々な教育機関のICT教材を収集活用し、メディアのご協力をいただく中で、教育カリキュラムの配信を行うということ

も工夫してまいりたいと考えております。

町の支援員といたしましては、現在、小中学校で12名配置しておりますが、ICT支援員としてではなく児童生徒支援員、外国籍児童生徒支援員として、また理科専科支援員として配置しております。

ICT支援員につきましては、これら町の支援員とは別に配置しなければなりませんので、ICTについての専門性や財政面からも考慮しながら研究していきたいと考えておりますが、現在、県の特定分野研究加配事業としてICT教育に関わる加配について申請しているところであります。

また、来年度からICTの研究でお世話になる予定の大学の大学院生の皆さんにも、ご自身の研究の一環として、各学校の巡回の折に協力をいただき、様々な面からICT教育を進める上でのご支援をいただく計画であります。

**教育文化課長（堀内君）** イ、感冒の季節における主に受験生への対応について、お答えいたします。

今年度につきましては、年度当初から、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校ともに約2か月間の臨時休業を余儀なくされたところであります。

臨時休業中につきましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援として教科書会社や文部科学省、県教育委員会のホームページのコンテンツなどを紹介するとともに、学校職員会、学年会、教科会におきましては無料版の個別学習支援システムの周知及び提供などの対策を行ってまいりました。

また、中学校につきましては、3年生を中心に双方向のオンライン授業を実施するなど、様々な工夫により家庭学習を行ってまいりましたが、臨時休業期間があまりにも長期化したため、不足した授業時数の確保が課題となっていたところであります。

そのような中、授業時数を確保するため、各学校において授業計画の立て直しを図り、夏休みの短縮や、学校行事等の見直しを行うとともに、文部科学省の追加支援として、不足した授業時数を補うための補習等を行う場合に必要な、学習指導員の配置や、学校施設の消毒作業や教職員のサポートを行うスクール・サポート・スタッフの配置など、積極的に活用するなどの対策を行ってまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染状況が刻々と変化する中で、児童生徒や保護者などのご協力や学校現場における取り組みのいかにもあり、教育課程は順調に進み、11月末現在の学習進度につきましては、中学3年生の受験生を含め、90%以上にまで回復するに至ったところであります。

各学校では、学校再開から現在に至るまで、文部科学省から示された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいた学校生活を徹底している状況であります。

このような状況下におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合につきましても、先ほど申し上げました衛生管理マニュアルに基づき、県や保健所などと連携を図る中で、保健所が中心となって行う感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定などの調査にかかる期間のほか、感染者の行動範囲を中心に学校施設の消毒作業が終了するまでの期間については、その範囲等に応じて学級閉鎖または臨時休業の措置を講ずる考えであります。

続きまして、学級閉鎖や臨時休業の措置を講じた場合の、リモートを使った家庭学習支援等についてお答えします。

先ほど申し上げましたように、5月の臨時休業中の対応の1つとして、中学校の主に受験を控えた3年生を対象とした、双方向によるオンライン授業を行った経験があります。

その際は、教員も初めてのことであり、準備や対応の負担も大きく相当な時間を要したこともあり、来年度から始まるGIGAスクール構想におけるICT機器等の活用も視野に入れる中で、教員のICT研修にも力を入れて、取り組んでいるところであります。

また、普段からリモートによる全校集会や、生徒会活動などを行い、教員とともに生徒たちもオンラインでの取り組みを積極的に行っているほか、前回の経験からも、保護者の皆様のご理解とご協力をいただく中で、万一、臨時休業等になった場合においても、前回よりもスムーズに、双方向でのオンライン授業を活用した家庭学習に取り組むことができるものと考えております。

さらに、現在整備を進めているGIGAスクール構想推進事業におきましては、これまでのような校内で学習するスタイルと併せ、各家庭でのクラウドによる学習も想定しており、児童生徒1人1台の学習用端末や、大容量に対応した校内ネットワークを整備するとともに、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的としたモバイルルーター等の整備も計画しているところであります。

町では、子ども達の未来を見据えICT機器を活用する中、学校では、個々の興味関心や学習進度に応じた個別的な学びや、グループで力を合わせて課題を解決していく協働的な学びに力を入れていくとともに、家庭においても授業とのつながりを大切にしたい学びを実現していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の通常の学習スタイルの1つとしてリモートなどオンラインによる学習も活用していきながら、臨時休業等の際にも子ども達の学びが止まらぬよう努めてまいりたいと考えております。

7番（栗田君） よく分かりました。

特に、受験生はものすごい今不安定な状態になっているんですね。ここでまた、いろいろそういうものがはやったからといって学級閉鎖というようなことになると、ちょっとかなり心配な面があるんですが、そういうときにこれだけは、やりなさいというようなタイプの授業をオンラインで流せれば、それでいいんですけれども、ちょっとそこまでは今のところはまだ無理かなと。

結局は来年ぐらいになるかとは思いますが、坂城町の独自のですね、いろいろな科目をこのオンラインに乗せて、いつでも子ども達が復習できるように、そんなふうにしていただきたいと、そういうふう思っております。

それでは次の、ごみ収集についてということでお聞き、質問します。

私がずっと、このごみ問題についてやってきて、今まで。また、あんだ、ごみかいなんて言われてまあ、そうですと言ってきたわけですけども、昨日、初めてですね、同僚議員の方が乱入と入りますか入ってきて、そこで紙はどうした、何で紙は減ったんだとか、そんな話になったわけですけど、だけど、実は、この紙というのは私にとって結構いい材料を提供してくれたと思っているんですね。

これ実は2点ありまして、紙の問題はね。皆さんも覚えておられると思いますけど、今は回ってあんまり来ないですけど、ちり紙交換ってありましたよね。これ、だから紙なんていうものを町がわざわざ収集する必要がなくて、もうかるなら民間の方が、それでもうかるなら民間がやっちゃう。それはそうですね。それで、ちり紙交換なんていうのもあって。

つまり、その紙というのは結構もうかるラインに乗っかるタイプのリサイクルなんですよ。私は、こういうのはもう大賛成で、どんどん業者の人が回ってきて紙持っていってもらえれば、あの重たい新聞をどこかスーパーのところに持って行ってポイントがつくとか行ってやるより、トイレットペーパー1個のほうがいいかなと思ったりもしているわけです。それと、その点で、もうかるか、もうからないか。リサイクルの中でです。

もう一つは、紙の場合はかなりの矛盾があるんです。木から作るということは皆さん当然ご存じですから、これは再生可能エネルギーなわけですよ。ところが、それを紙にする。木という再生可能な材料から、今度紙という材料に持ってくる。このためには、かなりの石油、いわゆる地球が48億年かけてため込んだ、遺産型のエネルギーを使わなくちゃ、紙に、ならんと。つまり、これ、かなり矛盾したことなんですよ。皆さんが今進めておられるように、再生可能型というもの、木というものはね、それを遺産型でなくなっちゃうかもしれないというようなタイプの石油を使って、紙にまでする。これは、この点は矛盾したものなわけです。

そここのことを考えても、結局は、先ほど言いましたように、もうかるか、もうからないか。そこが、民間がやるか町がやるかという問題になるわけですね。

それで、私は、昨日のその紙の議論とは全く別に、今回私が考えている、どういう切り口でいくかという、リサイクルというものが——まあ、ずっと言ってきたわけです。一番最初から、エントロピーの増大という話が、私しましたし、そもそも、不可能なものは不可能、できないものはできない、できるものはできると。

それで、今言ったように、紙の場合は当落線上なわけですよ。紙というものはね。木ですからね。それで、できるかできないかという原理的な問題を考えるときに一番問題になるのは、リ

サイクルできるかできないかというような、それは材料によって決まるんです。

まず1番目の、この世界にある材料の中で金属というものがありますよね。この金属というものは、もちろん元素の周りを電子がぐるぐる回って自由に飛び回っているというのが金属の特徴なんです。したがって、その元素がどこに行っても、よろしいわけで、周りに電子さえ回っていればいいと。ところが、電子が回っているものですから、そこに光が当たると全部反射しちゃう。だから、金属はピカピカしているわけです。光を通さない。それがまず一つの金属の問題で、これは結構、リサイクルが利くんですよ。

日本が戦争に突入せざるを得なくなった理由の、いくつもあるんですけど、その中の大きな1つに、アメリカからの鉄くず——くず鉄か。くず鉄の輸入が止められちゃった。まあ、アメリカのほうからすれば輸出ですけどね。これも、かなり大きな理由なんですよ。日本がもう資源がないということで。

そういうふうに、くず鉄でさえ、役に立つ。つまり、これ結構リサイクルができる。それは、その材質に問題が、問題というか——の性質上なんです。

もう一つは、ガラスとか陶器です。皆さんは、さびたガラスなんていうのは見たことないと思いますけど、どうしてかという、それはもともと元素のケイ素、これケイ素なんて面倒くさい言い方です、要するに土です。——と酸素が結びついたものなので、はなからもう酸素とガッチリ結びついちゃっていますから、自由に動き回る電子というものがいないわけで、そうすると、はなからさびているんですよ、早い話が。ガラスというものは。まあ、陶器もそういうものなんですけど。それで、自由に動き回りませんので、光は、よっぽど運の悪い光以外はですね、全部、通しちゃう。こういうことになっているわけです。

それで、これは、リサイクルというのはほとんどしないほうがいいだろうと。なぜなら、土ですからいくらでもありますので。

それから、最後に、今私がずっと問題にしている有機物です。人間。人間のような動物が38億年、まあ人間の場合もっと後ですけども、この地球上に現れた動物たちの、高分子の、みんなおんなじなんです、だから人間も動物も、体の組成はね。それが、土に埋まって、腐って、それが結局は油という形になったのが原油、石油です。だから、化石燃料なわけです。そこからプラスチックというのは作りますから、早い話が、組成は人間とおんなじような感じなんですよ、プラスチックも。

そういうことで私は、原理的にちょっとリサイクル無理なんじゃないかということはずっと言っているんですが、今回は、ちょっと時間がもうなくなってきましたけれども、どうしてもやっぱりそのリサイクルの容器包装は、きれいに集めてそれで出したいということらしいんですけども、それでずっと皆さん立会いということをやっておられるわけですが——レジ袋有料化もそうですけれども、何も、レジ袋有料化も別に法的根拠が何もないわけで、ただ経産省か何かの規則

でつくっただけのものなわけですけどね。だけど、人にかなりの不利益を与えるものについては、ちゃんとした法律をつくったほうがいいんじゃないか、そういうふうに思います。

そこで、この皆さんに立ち会ってもらってきれいな容器包装だけを集めたいということですけども、何らかの、そこ——それだけのね、皆さんの労力、エネルギー、時間を使いますから、それに対しての法的根拠はあるのかということが一つ。

それから、ロとしては、私の理想とする形はいろいろあります。戸別収集をやり、それから常設ステーションでリサイクルできるものはしようと。とにかく、住民の方が暮らしやすい町をつくろう、それが私の目的ですから、どういう理想的な形を構想しているか。

もう時間もございませんので、手短に5分ほどでまとめていただければ、（笑声）助かります。お願いします。

**住民環境課長（関君）** イ、プラスチック容器包装の収集時の立会いの法的根拠はから、順次お答えします。

プラスチック製容器包装の処理につきましては、通称容器包装リサイクル法で定められ、日本における循環型社会形成を推進する法律のうち、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、リサイクル等に関する法律として平成7年に定められました。

従来は、市町村が全面的に処理責任を担っていた容器包装廃棄物の処理について、容器包装リサイクル法によりまして、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割を定めて、家庭から排出される容器包装のリサイクルを推進しております。

消費者は排出の抑制と適正な分別排出、再商品化の促進に協力すること、市町村は分別収集をすることなど、再商品化を行うためのリサイクルに関して役割を分担し、一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことが義務づけられているところでございます。

プラスチック容器包装の分別収集の方法は、県内でも市町村ごと違いがございます。適正な分別を推進するため、葛尾組合を構成する千曲市、坂城町では、各家庭から排出・回収する段階で、立会いをお願いして、適正に分別排出しています。

市町村ごと収集方法の相違はありますが、千曲市、坂城町が採用している立会いにつきましては、容器包装リサイクル法でいう消費者は排出の抑制と適正な分別排出、再商品化の促進に協力するとする手段の1つとしてお願いしているところであり、おかげさまをもちまして、回収されたプラスチック容器包装の評価としましては最高評価をいただいているところでございます。

次に、ロ、ごみ収集の理想的な形をどのように構築しているか。また、それへの行程として現在行っていることはについてお答えさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、国民の責務として、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の

施策に協力しなければならないとされております。

一方で、地方公共団体の責務としましては、区分内における一般廃棄物の減量に関し住民の主體的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとされているところがございます。

当町のごみ及び資源物の処理事業につきましては、昭和44年に可燃物の葛尾組合への搬入を開始して以来、様々な施策を、町民の皆様のご協力の下、推進してきました。そして、現在に至っております。

また、令和4年度以降、新たな国の施策として、プラスチックを一括回収し、資源に促すことが予定されております。

その時々の変遷に合わせて収集方法を検討し、資源化できるものは資源として、そして可燃ごみに関してはできるだけ減量する中で、新たな国の施策も今後出てきますので、反映させながら、適切にごみ収集に努めてまいりたいと考えております。

**7番（栗田君）** 時間まで守っていただき、誠にありがとうございます。

最後、この残り3分ちょっとを使って2点だけ申し上げておきたいんですが、昨日いろいろ聞いている中で、捨てればごみ、分別すれば資源ですけど、昨日の同僚議員が言っていることも私の言っていることも、それでいえば、こういうわけですよ。プラスチック容器包装、一般ごみに混ぜて捨てれば、それで発電できる。それを、一生懸命集めて、どこかに持って行って何かするというのは、これはちょっと税金の無駄遣いじゃないか。そういうふうを考えて、これが、私もまた続けていく所存であります。

それから、もう一点は、去年、非常に暖冬だったんですが、今年の冬は寒くなると思いますので、立会いをなさる方々は体に十分気をつけて、やっていただきたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。（発言の声あり）あと1分で、じゃあ。（「おお」の声あり）

あれですね、4番目に、ドライブレコーダーがあると非常に私も、何ていうんですかね、事故なんかちょっと起こった場合に、非常にいいと思います、そういう証拠が残るのがね。それなんで、そういうのを購入するときの補助を少しでも出していただければと。これは最後に、こちらからの要望として出させていただきます。

これで終わります。

**議長（西沢さん）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

**5番（中島君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさ

させていただきます。

まず、ウイズコロナの時代、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策にそれぞれのお立場からご尽力されている方々に対しまして、感謝と敬意を表する次第でございます。そして、町民の皆様におかれましても、引き続きの新型コロナウイルス感染予防へのご努力とご理解に対しまして感謝を申し上げます。

2020年を振り返りますと、台風19号の被害からの復興、新型コロナウイルス感染症対策と、数十年に1度、100年に1度とも言われる災害と疫病からの対応を迫られる年ではございました。国政におきましても、一昨年、坂城町を訪れている菅総理、加藤官房長官が就任され、9月、安部政権から菅政権になったところでもございます。

3月議会より、新型コロナウイルス感染症対策における支援と周知について、自助・共助・公助の観点から常に訴えながら質問をさせていただきました。日頃の感染予防から、人にうつさないことを念頭に置き、質問を進めていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

新型コロナウイルスの対応について、イの町対策本部の対応はでございます。

2月27日に、町では新型コロナウイルスに対する対策本部を早期に立ち上げ、感染症に対する周知や注意喚起などの対応が同報系行政無線などでなされてまいりました。町対策本部でのこれまでの開催状況についてお伺いします。

そして、ここに来て、長野県内でもPCR検査陽性患者さんが増えてきております。その上、県の対応も日々変化する中で、感染症に対する身近な情報を確認、また周知するためにも、長野圏域での感染状況と感染防止のための町民の皆様への現状の周知が必要ではないかと思われまます。それに伴いまして、現在、また今後の町内公共施設への使用制限等のお考えなどもお聞きいたします。

次に、ロの事業所の支援についてでございます。

新型コロナへの事業所支援について、数々の支援策を立ち上げていただいておりますが、現在までの町内事業所に対する支援策の現状をお聞きいたします。また、これからの支援策など、期限の延長、また新たな支援策などのお考えはございますでしょうか。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

**町長（山村君）** ただいま、中島議員さんから、1番目の質問としまして、新型コロナウイルスの対応について、イ、ロとご質問がありました。私からは、（イ）の町の対策本部の対応につきましてお答え申し上げます、（ロ）の事業所の支援については担当課長から答弁いたします。

さて、昨年12月、中国武漢で初めて新型コロナウイルスが確認されて1年が経過いたしますが、この間の感染動向は、国内外で一進一退を繰り返しながら、いまだ収束することなく現在に至っている状況であります。



国内では、4月から5月にかけて全国に緊急事態宣言が発出され、様々な制限により社会・経済活動が大きな影響を受けたことから、その後、新しい生活様式を徹底しながら、感染防止と社会・経済活動の両立が図られているところであります。

しかしながら、活動の活発化に伴い、特に11月以降、感染の拡大が顕著となり、東京や大阪、北海道など一部の地域では入院や重症者の増加による医療提供体制への影響が大変懸念されており、大都市圏ではG o T o事業の一時停止や飲食店等への営業時間の短縮要請なども出されているところであります。このように、新型コロナウイルスの影響は、医療・保健分野のみならず、私たちの生活全般に及ぶことから、町では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、課を超えた全庁体制での対応を図っているところでございます。

町の対策本部は、2回の庁内対策会議を受けまして、先ほどもお話ありましたが、2月27日に任意の本部を設置し、4月7日には、国の緊急事態宣言を受けて、特別措置法に基づき、改めて、私を本部長、副町長、教育長を副本部長としまして、各課等の長及び千曲坂城消防本部消防長で構成する対策本部を設置いたしました。その後、5月25日の緊急事態宣言解除により、法に基づき、翌26日に法定の本部は廃止としましたが、同日、再び、任意の対策本部に移行し、継続して全庁体制による総合的な対応を図っているところであります。

対策本部はこれまでに、緊急性や必要性によって、夜間や休日の開催も含め、法定設置で6回、任意設置で16回、通算で22回の本部会議を開催し、その時々々の感染動向や町内の状況、国・県の方針やメッセージなどを共有し、町民の皆様にお願ひする感染防止の取り組みやお伝えする情報の整理、学校・保育園等を含む公共施設の対応、イベント等の開催に関する判断基準など、町の全般的な方針を協議し、併せて各課での的確な対策に活かしております。

次に、長野圏域の感染状況と感染防止のための町民への周知についてお答えします。

11月は県内でも急速に感染が拡大し、特に当町を含む長野圏域では、飲食店でのクラスターが発生した長野市を中心として、一月で240例を超える新規感染が発生し、県独自の6段階の感染レベルも、11月8日にレベル1からレベル2に、12日にはレベル3に、14日の夜にはレベル4に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報が発出されました。

長野圏域については、通勤や通学など日常生活上のつながりが強い地域であることから、町ではこうした情報をいち早く町民の皆様にお伝えし、注意を促しております。

特に、特別警報が発出されました翌日の15日日曜日ですけれども、午前には、対策本部長である私自ら防災行政無線を通じて直接町民の皆様特別警報が発令されたことをお知らせし、感染防止対策の徹底と感染拡大防止ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店の利用を控えるよう知事要請が出されていることなどを呼びかけるとともに、すぐメールやホームページを通じて情報発信をしたところでございます。

また、長野圏域につきましては、11月11日から20日までの間で、15日を除いて、連日

10人以上の新規感染者が発生し、一頃は県の感染警戒レベル5に相当する水準、これは直近1週間で人口10万人当たりの新規感染者が20人以上になっていましたが、11月の終わり頃から感染動向が落ち着きを見せたことで、12月4日に感染警戒レベルが3に引き下げられ、特別警報から警報に切り替わりました。しかしながら、レベル3は感染拡大に警戒が必要な状態にありますので、町民の皆様には、引き続き感染防止の取り組みを呼びかけているところであります。

次に、感染拡大による公共施設の使用制限の考えはとのご質問でございます。

特別警報の発出にあたりまして、県では、過度に活動自粛を行うのではなく、基本的な感染防止対策を徹底するよう呼びかけており、町といたしましても、こうした趣旨や町内での感染動向も踏まえ、より徹底した感染防止対策を講じる中で、直ちに公共施設の閉鎖や会議、イベント等の中止などを行わないことといたしました。しかしながら、状況は日々変化してまいります。当町では、8月に4例の感染があり、その後は町民の皆様の適切な行動により感染の発生はありませんでしたが、今月新たに陽性の方が確認され、その影響等を注視しているところであります。今後も、町内や近隣地域での感染動向には細心の注意を払いつつ、状況に応じた適切な対応を図っていくことを12月7日に開催しました対策本部会議の中で確認したところであります。

新型コロナウイルスのワクチン接種までにはもうしばらく時間を要するものと予想される中、この冬は一人一人のご努力で乗り越えていかなければなりません。心配される医療体制について、県の公表資料によると、新型コロナウイルス感染症による入院のピークは11月26日で、県内の受入れ可能病床350床のうち、およそ3分の1に当たる118床が使用されたとのことであります。

その後の入院の推移を見ますと、県の発表では昨日時点は117人が入院となっておりますが、おおむね100人から110人前後で推移をしているようであります。しかしながら、冬場は免疫力の低下により、様々な症状の患者さんの増加も懸念されますので、通常の医療体制に影響を及ぼさないよう、引き続き感染防止の取り組みを行っていくことが重要であると考えております。

これから年末年始を迎えまして、人の移動や多くの人が集まる機会、また会食の機会も増えてまいります。このところの県内の感染動向を見ても、多人数での会食や感染が拡大している地域との往来を通じての感染例が多く見られ、20代を中心とした夏場と異なり、幅広い年齢層で感染が発生し、職場や家庭内への感染の広がりもうかがえます。また、寒い時季には空気が乾燥し、換気も十分に行えなくなるなど、飛沫感染への注意も必要となります。町としましては、今後も町民の皆様に対し、こうした状況も踏まえて、適時適切な情報の発信と注意喚起の呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** ロ、事業所の支援についてお答えいたします。

厚生労働省が公表しております全国の新型コロナウイルス感染者数では、8月上旬に1日当た

りの新規感染者数1,595人をピークに、9月、10月は500人前後でほぼ横ばいでありましたが、11月に入ると徐々に増加し、昨日12月9日には過去最多となる新規感染者が確認されたとの報道があり、まさに第3波を迎えている状況でございます。

夏以降、経済活動が徐々に動き出し、特に影響が大きかった観光業や飲食店関係も、国のGo Toキャンペーンなどの施策により回復が期待されておりましたが、ここに来て再び新規感染者が増加していることから、今後の経済情勢も見通せず、経済活動の停滞が危惧されるところでございます。

このような中、コロナ禍における町内事業所への支援については、町内中小・零細企業を対象とした支援を中心に様々な支援制度などを創設し、利活用いただいているところでございます。今後も町内事業所の動向を注視し、関係団体や金融機関とも連携して、必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

町内事業所への支援策の状況でございますが、中小企業等の資金繰りを支援するため4月末に新設した経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）は、運転資金として貸付限度額が500万円、2年間の据置期間を設け、貸付利率を0.8%と低金利に設定しており、貸付後5年以内は金利負担がゼロ、また保証料についても全額補給しております。11月末までの融資状況は、あっせん申込件数が157件、融資額の合計が6億700万円という状況でございます。申込取扱期間は今年度末までとしており、融資の申請があった場合には迅速な対応に努めているところでございます。

次に、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金でございます。

4月24日から5月6日までの緊急事態宣言の発令中に休業等の要請に協力いただいた28事業所に対して、一律30万円の協力金を支給いたしました。飲食店など、施設の休業や時間短縮といった厳しい要請となりましたが、感染拡大防止への意識と行動により、ウイルス拡散防止の効果はあったものと考えております。

次に、コロナ禍において、新たなサービスとしてテイクアウトやデリバリーなどを始める飲食事業者を応援する新サービス創出応援補助金でございますが、補助限度額を20万円として、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施をいたしました。申請件数としましては13件、交付決定額は254万円でございます。今後、事業を実施した飲食店事業者から実績報告をいただき、補助金額の確定後、随時補助金を交付してまいります。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業でございます。

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化している飲食、小売、サービス業などを中心に、経営回復と事業継続を図り地域の消費喚起を促すことを目的として、商工会への委託事業として実施をいたしました。6月と7月において2回実施し、延べ865人の方にご参加をいただいております。スタンプラリーでの買い物と進呈した商品券の利用を合わせると、500万円を超え

る経済効果があったものと考えております。

次に、小規模事業者等持続化応援支援金でございますが、国の持続化給付金の対象とならない1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対して、事業全般に広く使える一律20万円の支援金を給付する制度でございます。11月末現在の支援金の給付状況は、48件の申請があり、総額で960万円を支給しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、収束の見通しが立たない状況から、当初は7月末までとしていた申請期間を来年1月29日まで延長し、支援を継続しているところでございます。

次に、雇用調整助成金等申請支援補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業所が、従業員等の雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の助成を受けるために、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託し支払った経費に対して補助をする制度でございます。補助申請は1事業者1回までとし、補助上限額を10万円としておりますが、8月1日から受付を開始し、11月末時点での申請件数は9件で、90万円を交付いたしました。

町の申請期間につきましては、国の雇用調整助成金に関連した補助金でございますので、国の助成期間が9月30日から12月31日まで延長されたことに伴い、町の補助申請期限を令和3年2月26日まで延長したところでございます。

なお、国では、新型コロナウイルスの感染が再び拡大している状況において、雇用情勢の悪化を防ぐため、雇用調整助成金の助成期間を令和3年2月末まで延長することを表明したことから、町の補助申請期限についてもさらなる延長を検討してまいります。

次に、商工会が実施いたしました飲食系応援クラウドファンディング事業に対する支援でございますが、クラウドファンディングで集まった支援額に対して運営会社に支払う手数料を補助いたしました。クラウドファンディングには町内飲食系事業者27社が登録し、目標額500万円に対して、総額457万5千円の支援がありました。コロナ禍で売上げが落ち込み、厳しい状況が続く町内飲食系事業所への支援につながったものと考えております。

新型コロナウイルス感染症はいまだ終息の気配が見えず、現在も全国で感染者が拡大し、先行きが見通せない状況であり、しばらくはこの影響が続くことが予想されます。町内事業所への支援策の延長及び新たな支援策などについて、国や県からの情報や動向を注視するとともに、商工会などの関係機関や金融機関などからの情報収集と共有を図り連携する中で、落ち込んだ景気が早期に回復できるよう継続した支援に努めてまいりたいと考えております。

**5番（中島君）** 町長、担当課長より、詳細にお答えいただきました。

対策本部は、この9か月間で22回、休日関係なく会議が開かれ、町民の皆様に向けても同報系防災行政無線などを通じ注意喚起がなされており、町内でもしっかりと感染予防への対応がな

されている。また、それによる町民の皆様の一人一人の感染予防に対する意識の高まりのおかげで、この長野圏域におかれましても、坂城町は急激な感染拡大はせず、比較的安定した推移で保たれていると感じます。公共施設におきましては見極めながらの状況ということなので、私、健康教室や体力づくり、また密をつくらぬ程度の人との交流の場所は本当、大切な場所、感染防止と予防への一翼を担うところだとも思いますので、その状況でよろしく願いいたします。

また、県全体での感染者数と病床につきましても、9日現在、入院等が150名で、うち重症者が4名ということです。12月9日現在、町内の病床数も350床分の117床、33.4%の使用率ということで、7割方空いているという状況も鑑みますと、医療が逼迫している他県よりは比較的安定して推移していると理解できますが、この病床数も、1つ使うごとに医療従事者の方々の人員もかかるということが現実でございますので、引き続きの予防意識を心がけていただきたいところでございます。

そして、町内にお住まいで、地域医療の指定病院でお勤めの看護師さんにお聞きしましたところ、「最初はこの新型コロナに対するマニュアルなどが完璧にできているわけではないので、日々、手探りでやっている部分があり、現場も混乱してしまうことがありました。緊急入院の患者さんもコロナの可能性も否定できないので、常に緊張感を持っていましたし、自分自身も感染してしまったら院内感染の原因になってしまう。また、その媒体にならないように、家に帰っても緊張感を持って生活しているため、ストレスを感じることもありました。今は、少しずつですが、対応の仕方や要領がつかめてきたので、前よりは落ち着いて仕事ができています」とお話ししてくださいました。ゆっくりですが、ウイズコロナの時代が進んでいる、そう感じるところでございます。また、長野圏域の警戒レベルにも、大都市部とは違うことを認識しながら、注視していきたいところでございます。

ここ11月に入って陽性患者数が増えてきていることも、ここ最近のPCR検査検体の増加ということも言われております。今行われているPCR検査は、いわゆる遺伝子増幅実験、新型コロナだけが持つ遺伝子を増幅させ、その数によって陽性か陰性かを判断している検査です。調べたところ、その検体の増幅回数のことをCt値と言いますが、その基準が各国で違うようで、日本はCt値40で検査をしていて、10個のウイルスで陽性反応者となります。台湾ではCt値35で検査をしているので陽性反応者は激減し、逆に、イギリスではCt値45で検査をしているので陽性反応者が激増しているということもあるようです。新型コロナはウイルスがいくつで発症するのか、まだ分からないため、このような基準のばらつきがあるようです。

ちなみに、種類は違いますが、インフルエンザウイルスは約1万個のウイルスで発症、感染されると言われております。

そんな中、徐々に日本でも検査体制が全国的に整ってきつつあり、厚生労働省の調べでは全国のPCR検査のみの6月の検査数は16万8,877回に対し、11月の検査数は78万1,

231回となっており、11月末時点で累計検査数350万2,536回に及んでいます。

県内では、6月の検査数は984回、11月は5,609回となっており、累計で2万3,898回行われております。長野では、6月から比べますと、11月には5.7倍の検査が行われるようになりました。今は、PCR検査のほか抗原検査もごございますが、当初は何も分からない新型コロナ感染症での検査をするにも気を遣っていた検査が、民間でもPCR検査等の検査が手軽にできるという現状を理解するところでもあります。

また、検査の金額については、県が必要と判断した場合は無料でございます。ただし、病状の状況によっては、検査機関での検査は1万9,500円、これ、保険適用で自己負担3割として5,850円、医療機関での検査は1万5千円、保険適用で自己負担3割として4,500円の費用が発生する可能性があるそうです。病状がなく、不安で、自ら検査を希望した場合は、陽性でも陰性でも全て実費で2万円から4万円の費用がかかるそうです。

そして、9月議会では、インフルエンザの予防についても質問させていただきました。厚生労働省の調べで、インフルエンザの患者さんが昨年の8月31日から11月22日までの合計が7万866人に対し、今年の8月31日から11月22日までの患者数の合計が217人、前年比約0.3%と驚くべき数字が発表されました。ここでも感染予防策が功を奏しているのではないかと思いますし、学者さんによってはウイルス干渉という、1個の細胞に複数のウイルスが感染したときに一方あるいはその両方が増殖が制御される現象だそうですが、そういうこともあるとの見解もございます。本当に不思議な現象だなと思うところがございます。

ちなみに、インフルエンザの予防接種の効果ですが、年齢層によって効果の違いはありますが、40%から60%と言われております。

引き続き、高齢者の方、また持病をお持ちの方は健康に十分留意していただくところがございますが、この対応は、新型コロナ感染症のみならず、季節の変わり目などには常に注意が必要とされているところがございます。

11月に、町内の医療関係者とのお話の中で新型コロナ感染症との新しい生活様式についてお話ししていたところ、3密、5小、7何とかを考えろと言われてました。それは、政府や知事などが提唱する、3密の回避、いわゆる密集・密接・密閉、そして5小とは、会食での少人数、小一時間、小声で、小皿に分け、小まめに換気というもので、何で7なのかと思いましたが、たまたま11月だったので、七五三で分かりやすいだろうと7何とかを考えろと言ったのだと思いますが、その人は7治療法と称し、ステロイド、RNAワクチン、人工抗体、JAK阻害剤、レムデシビル、アビガン、そしてECMO、いわゆる人工心肺装置と、現行行われている新型コロナ感染症患者さんに行われている治療法をお話くださいました。私は、当たり前のことですが、7の基本として、マスク、手洗い・消毒、咳エチケット、湿度、換気、適度な運動と食事と十分な睡眠と、8個以上言っちゃったと思います。

そんなお話の中で、この本を読めと渡された本がございます。皆様と、剣道している方はご存じかもしれませんが、上田市出身で京都大学卒業の現在は大阪大学の教授でいらっしゃいます日本の免疫学の第一人者、宮坂昌之先生が書かれた本でございますが、「新型コロナ 7つの謎」という本でございます。先生は、この著書の中で、ウイルスや病気には正しく理解することが必要で、そうすればむやみに怖がることはない。そして、全貌はまだ明らかではありません。しかし、人類の英知を結集した成果が徐々に集まりつつあり、その正体と攻略法が分かりつつあります。私は、いつまでもCOVID-19、いわゆる新型コロナウイルスにやられっぱなしということではなく、必ずこの病気を克服できるようになると考えていますと、勇気と元気が出ることを書かれております。

新型コロナ感染症での陽性患者さん、またそのご家族、医療従事者、飲食店等に対する誹謗中傷をしない。なくしていくためにも、我々は正しく理解していくことが大切だと思います。

そんな中、海外では、新型コロナ感染症への対策でワクチンが承認され、接種が始まりました。新型コロナ感染症での大きな前進だと思います。日本でも、新型コロナの予防接種が無料で受けられる改正予防接種法案が可決され、それに向け、環境も整ってまいります。明るいニュースなので大いに期待して、日本の経済回復と住民の皆様の日常生活に超特急で結びついていてもらいたいところです。

そんな上での事業所の支援についてでございます。国や県、そして町独自の支援策も事業所経営の安定への一翼を担う中、利用状況なども説明いただきました。町内事業所の厳しい中での持続経営を支援できているのではないかと思います。また、この先のことを考えますと不安は消えません。

先日、国務大臣兼オリンピック・パラリンピック担当大臣の橋本聖子大臣が長野市を訪れた際にお話をしたところ、来年のオリンピック・パラリンピックは、開催できるのかできないのかどうかではなく、どうしたらみんなが安心して開催できるかという行動をしていくと、新型コロナ感染症の収束に向け力強い言葉を言っておられました。これからは、感染症の収束と経済の回復の両立をしていかなければならないことを理解していただきたいところです。

先ほどの担当課長の答弁にもありましたが、町内の車関係、建機関係の製造業は回復傾向にあるとお話を聞きました。食品製造業は、感染症での影響も少なく、安定しているようです。食品加工販売業、また卸売業は、GoToトラベルで一時的に売上げが上がったものの、消費拡大世代、また高齢者の方々の移動制限などで消費が落ち込み、問屋も大量の在庫を抱える中、このままだと経営が逼迫してしまうとお話くださいました。機械装置関係は、回復が遅れているものの徐々に上向いてきているようで、飲食店は、地域のお客様のご協力で一時的にテイクアウト、デリバリーなどで売上げが上向きましたが、ここに来ての感染拡大の影響で、来客の激減、宴会などもキャンセルが多く、また飲食店で感染とか言われてしまう中で、「宴会の広告などを出

したいが、そこも悩むところでもある。企業努力を続けて、何とか商売を続けていきたい」とお話をいただきました。建設業は、コロナの影響もないまま事業はしていますが、予算の削減などによる仕事の減少で、これから先が不安材料になってきている。農業の中でも、花卉栽培農家さんは、祭事等の減少による影響があるようでございます。

政府は、今週から様々な経済支援策、また税政改正法案を打ち出してまいります。それによる事業所等の支援へ補正予算の部分と期限の延長、また雇用面、就労面、税制面、そして収入の減少による就業者の生活不安等の対策につきましても、町行政機関の対応が必要でございまして、身軽で柔軟な対応を引き続きお願い申し上げます。

さきの朝倉議員の質問にもございましたが、町政運営での財政面におきましても、新型コロナ対策での支援に対しまして補正面での考えをお願いする中ではございますが、加えて、新型コロナ感染症が落ち着いてきたら、自粛をやむなくされている経済の消費が多い高齢者の方々に対しても施策が必要ではないかと考えるところでもございます。

それでは、次の質問に移ります。

2の大雪対策について、イの除雪体制の強化についてでございます。

大げさかもしれませんが、ここ最近、全国の災害が激甚化する傾向にある中で、これからの季節、考えられることといえば雪ではないでしょうか。ここ数年、雪が少ない年が続いていますが、今年も少ないとは限りません。平成26年の大雪の例もございます。また、昨今、一人暮らし、高齢者などのご家庭が増えている中、大雪災害での地域住民の安心、安全と、ご協力とご理解を求めていく上での自助・共助・公助の観点からも、町の除雪体制を知り、雪に対する町民の皆様への困り事などを周知してもらうことは大切なことです。

そんな考えから、具体的にお聞きしたいのですが、主要町道の除雪体制はどのような体制ですか。雪捨て場の場所はどこになりますか。町と区との連携はどのような体制でしょうか。大雪災害時の町と企業との協力体制へのお考えは。

以上、イについて質問いたします。

**建設課長（大井君）** 大雪対策についてのご質問に順次お答えをいたします。

町では毎年、冬季の降雪に備え、除雪や融雪剤の散布について実績のある業者に委託しており、必要な経費について、今議会の補正予算案に計上をしております。

はじめに、町の除雪体制についてのご質問ですが、通常、町道は町内の建設業4社に専用の大型機械8台を保有していただき、除雪作業を実施していただくよう委託契約を結んでおります。

除雪作業は、国道や県道を結ぶ主要幹線道路、循環バス路線、各駅への進入路などの53路線、約46キロの路線を除雪路線に指定し、実施いたします。除雪作業を行う目安として、おおむね10センチメートルの積雪があった場合、除雪作業を開始し、通勤・通学に支障がないよう、午前7時までには終了することができるよう行っております。



また、平成26年2月には、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で降雪があり、特に関東甲信や東北地方の一部で記録的な大雪がございました。当町においても、おおむね80センチメートルの降雪があり、工場や農業施設の被害をはじめ、除雪作業などに時間を要し、道路機能に大きな支障がございました。

この経験を踏まえ、通常の除雪作業を委託している4社で処理し切れない降雪があった場合、町内の建設業などで重機等を保有している10社に追加出動をしていただくよう協力依頼を行っております。

さらに、平成26年の大雪を契機に、管理者が異なる県道と町道の除雪作業を一体的に実施できるよう、千曲建設事務所と緊急時における相互除雪の協定を締結しております。また、融雪剤の散布は、路面の凍結が予想される際に、主要幹線道路10路線約10キロに散布を行うよう業者委託を行っております。

次に、雪捨て場の場所でございますが、さかき千曲川バラ公園のイベント広場を大雪時の雪捨て場に定め、行政協力員会や町のホームページで周知をしております。

続きまして、町と区の連携についてのご質問ですが、融雪剤の散布や除雪について、先月開催された行政協力員会においてご協力をお願いいたしました。融雪剤の散布は、公民館の周辺や地域生活道路などに散布するため、必要な量を申請していただき、指定された場所に届けております。さらに融雪剤が必要となった場合は、役場において随時配布を行っております。

また、除雪につきましては、主要幹線道路などは町が実施し、除雪機械などが使用できない生活道路などについて、地域の皆様で除雪作業を行っていただいております。

次に、企業との協力体制についてのご質問ですが、企業との協力体制の一つとして、除雪作業に対し企業が所有する重機等を借り受けることなどが考えられます。町内には、除雪作業にも使用できる重機を所有し、日常の生産活動を行われている企業がございました。このような重機を所有されている企業では、自社敷地内の除雪を行い、業務に支障がなければ、町が行う町道等の除雪作業にご提供していただくことが考えられます。

一方、先ほど申し上げました大雪の際の応援を町内の建設業など10社に依頼をしてございます。このような建設業を中心とした多くの業者で除雪作業を行い、さらに企業から重機を借用した場合、重機の運転免許を持つオペレーターの確保が非常に困難になってまいります。また、借用する重機の保険の加入状況など、実際の除雪作業を行うまでに精査する課題がございますので、企業との協力体制の構築につきましては、それぞれの時点で必要に応じて判断してまいりたいと考えております。

**5番（中島君）** 担当課長より、具体的にお答えいただきました。

大型機械8台の用意がある。積雪が10センチメートルになると町内主要道路の除雪が行われる。大雪時には、緊急時における相互除雪協定が結ばれている。また、雪捨て場の場所、千曲川

バラ公園のイベント広場、加えて融雪剤なども区や役場で配布され、生活道路などの利用には使用できるということが確認できました。

大雪災害時の企業連携につきましては、我が町には重機を取り扱っている事業所が数社ございます。26年の大雪以後、町内企業の経営者の方とのお話の中で、災害級の大雪時、うちの建機、貸してもいいですよとおっしゃってくださった社長さんがおられました。町民の皆様のために、町への災害協力を考えていただいていることに感銘を受けました。

その中ですが、維持管理の部分、またオペレーターの部分、それに準ずる損害賠償の部分、クリアすべき問題点もあることも分かりましたが、官民一体の災害対策の構築こそが我が町の強みでもあり、共助の取り組みでの最大の武器とも考えます。町民の皆様と町で働いている方々の安心、安全を守るためにも、それに向けて、共に一つ一つ解決していけるよう考えていきたいところでございます。また、個人でやる除雪の際に、雪を道路に出すことは道路交通法に触れますので、十分に気をつけていただきたいところでもございます。

まとめとしまして、10月20日に、所属している総務産業常任委員会の閉会中調査として、千曲川堤防災害復旧現場、新工業団地建設予定地とA09号線インター先線等を千曲川建設事務所所長と町建設課、商工農林課、施工業者の説明の下、視察してまいりました。

新工業団地造成事業は、3.6ヘクタールという造成地との説明で、10月29日に農振地域の除外を受け、上下水道や区画道路、調整池などの協議を進められており、加えて、A09号線のインター先線工事も今年度、しなの鉄道跨線橋架設工事が実施され、工業団地への物流と利便性の向上のためのインフラ整備は令和4年度の完成が待たれるところでもございます。

台風19号の災害復旧現場は、農地災害復旧現場を視察し、復旧面積4.14ヘクタールは本年4月までに工事が完了し、いずれの箇所も、農作物の栽培が行われていました。

そして、千曲川堤防災害ですが、南条右岸、鼠宿右岸、網掛左岸の3か所の護岸工事が仮復旧から本格的な工事へと進められております。どの工事も、のり面をコンクリートブロックと河川部は根固めブロック、巨石による水制御を組み合わせた工事を行い、強靱化が図られ、大工事ではありますが、いずれも本年度中の完成予定とのことでございます。特に、19号による千曲川災害におきましては、当町の場合、迅速な対応と素早い工事、また河川内の運動施設におきましても、千曲川流域市町村の中でも比較的早く使用できることになったことに対しましても、関係各所、各機関に敬意を払うところでございます。

災害対策、感染症対策と、コト自然災害にとっては無力かもしれませんが、その後の復興・復活、そして収束されるのは人類であり、我々の仕事です。昨今、国の判断か、県の判断かと、行政間での議論がされているところもございますが、いずれの対策にしても、町民の皆様の生命と財産、そして安心、安全の生活を考えれば、当町におきましては、今後も今までと同様に早期の判断力と行動力があるものと確信して、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩とします。

（休憩 午前11時40分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

コロナ危機で多くの国民が収入を絶たれ、中小零細業者は営業存廢の瀬戸際となっております。町内の大手事業所については、町長の招集挨拶で報告されました。また、その他の飲食店、あるいは零細製造業の状況も、これまでの議員の質問の中で報告もありました。

また、新型コロナウイルス感染症について、町内では感染者がまた確認されることになりました。県下では、9日、25人の感染と6人の死亡が報告されております。

北海道の旭川市、大阪府では、既に医療崩壊が始まっているといってもいいような事態が起きております。

さて、町の今後、10年間のまちづくり全体の基本構想を定める坂城町第6次長期総合計画及び国土利用計画（第4次坂城町計画）、来年度から5年間を見据えた第2期坂城町まち・ひと・しごとの創生総合戦略、また、人口ビジョン、公共施設個別施設計画、また、個別の計画として、町障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画、そして、町健康づくり計画、これらの策定の検討が現在行なわれております。さらに、第8期の介護保険の見直し、国民健康保険の見直し等も行われます。

これらは、来年度一斉にスタートする内容であります。今後、これらの計画について整合性の取れた施策の実施をお願いするところであります。

今議会の一般質問ですが、私が最後の一般質問となりました。質問内容は、どれもこれまでの質問で明らかにされております。とは言え、質問通告をしていますので、順次質問いたしますので、ご答弁のほうもよろしく願いいたします。

1といたしまして、来年度予算の編成方針は、（イ）来年度予算の見通しは。

まず、お聞きするのが、新型コロナ感染の影響で町内企業の経済状況はどのようになっているでしょうか。

次に、来年度予算編成における歳入の見通しはいかがでしょうか。このコロナ禍で企業の活動が一時ストップしたり、縮小したりということがありました。そういう点での法人税の見込み、あるいは、今、国の方では固定資産税の据置きなども検討されております。これらを含めると、町の歳入は大変難しいものというふうに感じます。それについて、来年度予算編成における歳入の見通しについてお尋ねいたします。

次に、来年度の事業で、現在実施されている事業の拡充、増額、あるいは廃止する事業、また、新たに始める新規事業はどのようなものを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

今年度は、昨年暮れからの新型コロナウイルス感染の対応でスタートしました。大変なコロナの対応する上で、この1年、町職員の皆さんも大変な状況だと、よく対応していただけたというふうに思っております。町内事業者支援に財政調整基金の一部を取り崩しての対応もされました。そして、現在の財政調整基金の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

(ロ) 来年度の職員採用についてお尋ねします。

来年度の職員採用について、町広報12月号に詳しく掲載されておりますけれども、この内容についてお聞きするために、人数及び職種についてお尋ねをいたします。

次に、来年度の会計年度任用職員の採用人数は何人ほどを予定しているのでしょうか。

以上で、1回目の質問といたします。

**町長(山村君)** ただいま大森議員さんから、1番目の質問としまして、来年度予算の編成方針はということでご質問いただきました。大森議員さんもおっしゃっていましたが、ほかの議員さんの答弁もしておりますのでダブってお答えすることになると思いますけれども、ただ、最後の一般質問で時間をいただきましたので、まとめてもう一回お話しするということでありがたいと思っております。

私からは、(イ)の来年度の予算の見通しについてお答えしまして、(ロ)の再年度の職員採用については、担当課長から答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年、中国武漢市で確認されて以降、1年余りで全世界に急激に拡大し、今もなお猛威を振るい、様々な影響を及ぼしております。

国内におきましても、外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業所等による休業や時間短縮、また、手洗い、手指の消毒、マスクの着用など、新しい生活様式に沿った行動など、感染防止への取り組みを徹底していただけてきたところではありますが、第一波、第二波、第三波と何回も押し寄せる波に、その都度、最善の対策を考え、対応をしてきていただいております。

町内におきましても、新型コロナウイルス感染症対策としまして、地域の経済活動や企業活動が停滞しないよう支援策を講じてきたところであります。また、町内企業の経営状況につきましては、商工会等関係機関や町内金融機関、また、当町が四半期ごとに実施しております企業経営状況調査や会議等で企業からお話をお聞きする中では、総体的には依然として厳しい状況であると感じております。

製造業につきましては、自動車関係・建設機械関係の企業が回復傾向であり、工作機械関係では徐々に動きが出てきたようでございますが、小規模企業の受注の増加には、もうしばらく時間がかかるものと考えております。

また一方、飲食業につきましては、非常に厳しい状況が続いております。飲食店等では、手指の消毒や換気、飛沫感染を予防する仕切り板の設置や県が推進する新型コロナ対策推進宣言の店舗登録など、安心・安全にご利用いただくための感染予防対策や取り組みを行っていただいております。

ります。

しかし、例年ですと町内企業や地域の団体などの予約や利用が多い忘新年会などが今年はかなり減少し、この時期に多くの収益を上げているところでありましたが、今年の年末年始に係る収益は大幅に減少する見込みとの声を多く聞いております。

来週には、商工会と連携をし、年末の飲食店の盛り込みやおせち料理等の注文・予約、営業日などの情報を掲載した折り込みチラシを入れるなど、今後も状況に応じた事業所支援を講じてまいりたいと思います。年末の一つの景気に対するプッシュになればなというふうに思っております。

次に、来年度予算編成における歳入の見通しでございます。

はじめに、町の収入の約4割を占める町税につきましては、今年度において、個人町民税は堅調な推移が見られるものの、町税の増収を支えてきた法人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる収益の減少等により減収の見通しとなったことから、本議会に上程している一般会計補正予算第12号において2,500万円の減額をお願いしているところでございます。

私、町長になって10年目でありますけれども、今まで、毎回、毎回、議会におきまして、法人町民税の増収の補正予算を組ませていただきまして、今回初めて減額のお願いということになりました。それだけ厳しい状況になっているなというふうに思っております。

このような状況の中で、来年度におきまして、令和元年10月からの法人町民税の法人税割の税率の引下げが通年で適用されることや、現在の低迷している経済情勢が個人・法人の所得に与える影響に加え、3年ごとに行われる固定資産評価替による固定資産税の減収を踏まえると、町税全体での増収を期待することは難しいものと考えているところでございます。

また、全ての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるよう、その財源の不足額分を国において再配分する地方交付税については、国の地方財政計画が不透明な中ではありますが、原資となる法人税・消費税等の国税の税収が減少したことにより、総務省の概算要求ベースで、前年度対比約2.4%、4千億円の減額となっております。

一方で、地方消費税交付金について、令和元年10月からの消費税10%への引上げによる地方分の増額や多くの皆様にご利用いただいているふるさと寄附金を財源としたふるさとまちづくり基金繰入金で、増額が期待できるものの、歳入全体では大変厳しい状況になろうかと考えているところでございます。

続きまして、来年度の新規事業や拡充、あるいは廃止事業等のご質問につきましては、現在、各課におきまして次年度の事業を組み立て、予算要求を行う段階であり、今後、事業内容の精査・調整を図る中で検討をしまいるところでございます。

事業の拡充、廃止、または追加される新規事項については、3月議会でお示しできるものと思われまます。

来年度の予算編成にあたりましては、新たに策定する第6次長期総合計画によるまちづくりを目指し、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策などの施策を中心に、坂城町公共施設個別施設計画等の計画に位置付けられた事業について、緊急性等考慮しながら順位付けをし、施策展開を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は、コロナ禍での感染拡大防止の観点から、事業の縮小あるいは中止を余儀なくされております。

事業の計画においては、今年度の状況を踏まえ、社会変容及び価値観の変化等も考慮し、実施の可否を含め実施方法の見直しを行うことで、限られた財源をより効率的・効果的に活用できるよう、既存事業においても見直しを図ることとしたところでございます。

次に、財政調整基金の現状につきましては1億3,366万2千円を取り崩し、基金残高は23億2,471万9千円で、令和元年度末と比較し8,415万1千円の減少でございます。

財政調整基金は、町財政の健全な運営を図ることを目的に、経済事情の著しい変動による財源不足や災害により生じた経費、または災害により生じた減収を埋めるための経費等として決算剰金などを積み立てているものでございます。必要に応じて取崩しを行い、迅速な事業実施等の対応を図ってまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、来年度の予算編成につきましては、歳入見込みが非常に厳しい状況ではありますが、創意工夫による事業の実施と徹底した経費削減に努める中で、メリハリのある事業展開を目指してまいりたいと考えております。

**総務課長（柳澤君）** 続きまして、（ロ）来年度の職員採用についてお答えいたします。

初めに、職員の採用であります。毎年、今後の退職予定の職員の状況などを考慮して、年度当初の段階で採用計画を立てながら進めております。

また、集中改革プランにおける定員管理の適正化として、目標とする職員数142名を基準として、現在の職員の年齢構成等も見ながら、将来的な町政運営が継続的に行われ、支障の来すことがないよう職員を確保し、年代ごとのバランスも図っていくことを考慮しながら、毎年度計画的に採用してまいりたいと考えております。

昨年度におきましては、退職者が8名でございましたが、本年度4月には11名の職員を採用したところでございます。

今年度の募集としましては、これまで計3回の採用試験を実施し、職種としましては、社会人経験のある方も含め、行政職と土木技術職、また、中級の保育士で、募集人員としましては、ともに若干名としているところであり、現時点におきましては、具体的には、その採用人数について申し上げることはできないところでございます。

また、来月にも第4回の採用試験を予定しているところであり、職種としましては、これまでとほぼ同様でございます。

続きまして、会計年度任用職員の関係でございます。

会計年度任用職員の制度につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営推進と地方公務員の臨時・非常勤職員の適性を確保することを目的とし、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、本年4月から制度が開始されました。

今年度の状況をみますと、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職として、常勤の職員と同様の勤務時間、勤務日数であるフルタイムの職員が、役場庁舎や保健センターなどの出先機関、小中学校、図書館、保育園、子育て支援センターなどで27名、また、フルタイムでない勤務形態のパートタイム職員につきましては、役場庁舎や保健センター、教育委員会事務局、教育委員会出先機関、小中学校・児童館、保育園、子育て支援センターといった部署で162名を任用しているところでございます。

次年度の事業展開により、会計年度職員の数も増減すると思いますが、今年度と同程度の任用体制を考えていかなければいけないのではないかとと思われるところでございます。

会計年度任用職員の数についてであります。毎年度、当初予算の段階で各事業の執行を組み立てていく中、それぞれの部署における職員について、その業務量によってそれぞれ必要な人数を配置していることとなりますので、こちらに関しましても、現時点において具体的に来年度の任用数まで申し上げられるところではないところでございます。

ただ、限られた職員のみで年々増加しつつある業務量を全て行っていくことは限界もあるところでありまして、そうした部分につきましては、必要な範囲内で会計年度任用職員の方々をお願いしていかなければならない状況と考えているところであります。

#### 14番（大森君） それでは、町長と総務課長より答弁をいただきました。

来年度の予算編成する上で、歳入の厳しさというのほども、このコロナ禍の中では苦労されるというふうに思われます。

また、地方交付税も2.4%も減額になるというようなこともありまして、町へもどのぐらいのものが来るのかということもちょっと心配されます。また、消費税10%になって、地方消費税についても配分を、税率を上げてもらうということも必要になるかと思いますが、こういう点では、ちょっとそこまで私は強くは、消費税を廃止するという立場から見ても、これを財源にするということは私は考えられないんですが、それでも、国からのそういう交付されるということですよ。それは、それできちっと要求するということが必要だというふうに感じております。

また、町内の飲食店等の支援ということで、先ほど何か年末年始に関わるおせちですか、こんなのもチラシ出すということを支援したいということですけども、私のところでは家族には帰省するなということで、おせちどころかという感じはあるんですが、その辺のところをやはりもう少し具体的に支援できる、直接支援するというのが私は第一ではないかというふうに感じます。

ので、そのことを、これはこれでやっていただいて、またそのことについて、また別に検討して  
いっていただきたいということを要望しておきたいと思うわけです。

一番は、来年度の事業をどうするかということでは、まだまだ当然決まってはいませんけども、  
一丁目一番地といいますか地方自治体の役割、やはり町民の命と暮らしを守るところをや  
はり第一にしまして、やはり今後の対策、そして、予算組む上でもそのことをきちっと念頭に入  
れて予算を組んでいっていただきたいと。

先ほど申しましたが、介護保険が見直しになり、また、サービスもいろいろと変わってくる予  
定になっています。また、国保の税率も変わると、また、後期高齢者の医療の2割負担というこ  
とも、国会を閉めてから、こういうものがみんな議論されていると、本当は、国会開会中に全議  
員が含めて大議論して決めていくという方向でなければいけないのを二つの政党の政権与党だけ  
で、所得、年金額を所得いくらにするかと、ただそれだけのことで簡単に決まってしまうと。やは  
り、国民の生活を全く見ていないという点でこの点は本当大きな国会で議論しないという問題点  
だというふうに思っております。

そういう意味で、財政調整基金がこの間のコロナ対策として相当使われたと、1億3千万ぐら  
いですか、それで、今現在が23億2千万ほどあるということで、やはり、これについてももう  
少し、先ほど述べましたように、町民の命と暮らしを守ることと、町内の飲食店なんかを  
もっと具体的に支援させていくと、直接支援するということがどうしても必要だと思いますので、  
やはり来年度に向けてこれはお願いしていくことが必要だというふうに感じております。

あと、来年度の職員採用の点ですけども、相当な会計年度の方がいらっしゃるわけで、特に非  
常勤でフルタイムという方が27名、それから、パート関係で162名ということであるんです  
が、だから、特に常勤的非常勤という方については、やはり正規職員を極力採用していくとい  
うことの方角性を持っていただきたいというふうに思うんです。

特に、これは保育士の採用については、この後の2番目で議論したいと思いますが、もう一つ  
大事な点として、行政の土木の関係です。技能士の採用、どのぐらいの方を採用するか、先ほど  
数字はちょっと述べられないということなんです、その土木関係での状況についてちょっとご  
答弁願いたいと思います。

**総務課長（柳澤君）** 職員採用の関係で土木職員といった部分の採用に関してでございます。

ここ数年、土木職員の採用というところに関しましては、採用計画を立てまして募集もしてい  
るところなんですけれども、なかなか応募がなかったというふうな状況でございます。

本年度4月になんとか1名の方を確保したとございましてけれども、今年度につきましても  
何名かにつきましても確保を目指しているというふうな状況でございます。

**14番（大森君）** 特に土木の技能・技術を持っている方の採用をやはり定期的なきちっと採用し  
ていくと。庁舎内の職員の仕事状況をいろいろ見たりしていると、やはり建設か、土木かのと



ころ結構大変じゃないかなと、特に下水道関係が非常に大変な状態じゃないかなというふうには察するところです。

それと、有資格者とすれば何人もいらっしゃるんですが、当然、下水だけでずっと定年までいるというわけには当然いきませんし、行政全体を熟知していけば、いろんな部署へも当然配属しなきゃいけないということ分かりますけども、やはり、そういう意味では滞りのない土木事業ができるようにすることをお願いしておきたいというふうに思います。

ちょっと時間も迫っておりますが、次に、2といたしまして、魅力ある保育行政ということで質問させていただきます。

保育は、次の時代を担う大事な子どもさんたちであります。そして、坂城の子は坂城で育てるという、町もそこまで責任を持って育てましようというものであります。まず、魅力ある保育行政ということで、(イ) まず、クラス担当の基準の見直しをしていただけないか、クラス担当の基準の見直しを、そして、質問内容は、来年度の3園の申請状況はどうなっているのでしょうか。

また、坂城保育園でのゼロ歳児保育がまだ実施されておられませんけども、この計画はどうなっているのでしょうか。

次に、保育園のクラス担当は正規職員で当たるべきと考えておりますが、各保育園の状況はどのようになっているのでしょうか。

(ロ) といたしまして、保育士の確保は大丈夫かということで、来年度の保育士の確保については、どんな募集活動をされているのか、お尋ねします。

また、この募集にあたって他市町村の自慢のできる坂城の売りを、一体これは何なのか、これについてもお尋ねします。

(ハ) といたしまして、副食費の全額助成は。園児の副食費が、国は4,500円、町のほうは4,200円ということで徴収していますが、これを全額助成できないかという点であります。

以上で、1回目の質問といたします。

**教育長（清水君）** 2、魅力ある保育行政へのうち、保育士の確保は大丈夫かのご質問につきましてお答えします。

町職員の採用につきましては、退職者数の状況などから専門職である保育士も合わせて、毎年、職員採用計画を定め実施しております。

来年度の採用に向けましては、7月に試験を実施し、来月にも実施する予定であります。

保育士の確保につきましては、町の職員採用の周知のほか、県内の幼児教育学科・幼児保育学科のある短期大学とも連絡を取り合う中で、町の保育園のPRに努めているところであります。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、直接学校へ出向いての学生説明会や就職担当者との打ち合わせができない状況でありましたが、保育士を目指す学生のいる学校へ、町の紹介パンフレットや職員採用試験要項をはじめ、保育士の手書きによる保育現場から

の体験談や町の保育の魅力を伝えるダイレクトメッセージを作成し、学校に送付したところであり  
ます。

学校側には、就職説明会の際に学生へ、これらの配布をお願いしたり、校内の掲示板への掲示、  
各パンフレットの配置にもご協力をいただいたりしているところでもあります。

また、今月に入りまして、県の保育士人材バンクから再来年度の就職に向けてガイダンスに関  
する情報提供がありましたので、坂城町の保育を知っていただけるよう機会を捉えて積極的に参  
加し、魅力を発信していけるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、他市町村に自慢できる事業は何かというご質問ではありますが、町では保育園だけ  
でなく、町内外の幼稚園に通う子どもも含めまして町内に居住する全5歳児を対象に、子どもの  
集団遊びや行動観察の中から個性や特徴を把握するため、5歳児すくすく相談事業を実施して  
おります。

また、6歳になる年長児を対象とした、子どもの成長発達や日々の行動改善を促すための発達  
フォロー支援事業として、すくすくランドを実施しております。

これらの事業につきましては、早期段階から子どもの状態を把握することで保育士の関わり方  
を確認し、保護者との共通理解の下、今後の支援の方向について協議し、適切な支援や必要な関  
係機関との連携・体制づくりに努めているところでもあります。

加えまして、町内3保育園では、小学校に配置するALT（外国語指導講師）が、各保育園を  
回り、英語遊びの時間を保育の中で取り入れております。

対象とするクラスは年長と年中児ではありますが、この年代の子ども達は何事にも興味を示し、  
聞いたり感じたりしたことを表現できる力もついてくることから、英語に親しみ楽しみながら学  
べる大変有意義な機会となっていると考えております。

また、町に配置する教育コーディネーターが各保育園を巡回訪問する中で、子どもへの理解や  
配慮を深めるため、保育士に向けたすくすく通信を発行し、現場保育士へ助言を行ったり、相談  
に応じたりしています。

このように、町では同じ年齢の子どもを担当する保育士間で定期的にお互いの保育を研究し、  
意見交換を行うなど、顔が見える距離にあることも魅力の一つであると考えます。

今後に関しましても、自然に囲まれた緑豊かな町であることなどを生かし、日々の保育に季節  
を感じ、地域の文化に触れ、たくさんの人との交流、様々な体験など3園それぞれの取り組みと  
して行う活動も続けていきながら、申しあげましたような町独自の事業をさらに進め、町の保育  
に関して魅力あるものにしてまいりたいと考えております。

**子ども支援室長（鳴海さん）** 私からは、2、魅力のある保育行政へのうち、（イ）クラス担任の  
基準の見直しは及びハ、副食費の全額助成をについて順次お答えいたします。

はじめに、（イ）クラス担任の基準の見直しはであります。町保育園につきましては、各地

域小学校区単位で保育園を設置しており、各保育園には、保育園の規模による定員数を定め、子どもの年齢と人数に応じた保育を実施しているところでございます。

先日、それぞれの保育園において新規の保育園入園申込みの受付を行いました。来年4月から入園するお子さんにつきまして、保護者と一緒に来園していただき、園長・栄養士との面談で、生活面での日頃の状態や健康面での留意する点などの確認をさせていただいたところでございます。

来年度の各地区からの申請状況でございますが、まず、南条・中之条地区から申し上げますと、3歳以上児につきましては、新規8人、継続91人、2歳児の新規が8人、継続が16人、1歳児の新規が11人、継続が9人、0歳児の新規が9人であります。

次に、坂城地区からの申請状況でございますが、3歳以上児につきましては、新規4人、継続57人、2歳児の新規が7人、継続が13人、1歳児の新規が9人、継続が6人であります。

次に、村上地区からの申請状況でございますが、3歳以上児につきましては、新規5人、継続46人、2歳児の新規が1人、継続が5人、1歳児の新規が3人、継続が3人、0歳児の新規が3人という状況であります。

来年度の申込み状況を全体で見ますと、3歳以上児の新規申込み者数より3歳未満児の新規申込み者数のほうが多いといった状況でございます。

続きまして、坂城保育園でのゼロ歳児保育の実施をとの質問でございますが、保育所の運営につきましては、児童福祉法第45条の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が定められております。

この基準には、保育所の設備に関すること、保育士の人数、保育時間などが示されており、この基準により保育園の運営を行っております。

保育所の保育士の数につきましては、基準第33条の2項で、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳児以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上となっております。

現在、町で行っているゼロ歳児保育につきましては、南条保育園と村上保育園で合計4クラス、12人の乳児を4人の保育士により実施しております。

来年度、坂城地区からのゼロ歳児保育の入園希望はなく、27年度以降の申込み状況から見ましても、これまでに希望された方は29年度に1人という状況でございます。

ほかの地域と比較いたしますと確かに少ない状況ではありますが、保護者の育児休業が取得できたこと、あるいは家庭内において保育が可能であったものと考えており、また、実施にあたりましては、施設的な課題もございます。

続きまして、保育園のクラス担当は正規保育士であたるべきであるとするが、その状況はと

の質問にお答えいたします。

今年度の保育運営につきましては、3園合計で32クラスで編成をし、クラス担当は正規職員が21人で、会計年度任用職員は11人です。

生活面では自立し始め、精神面での発達も大きい3歳以上児のクラスにつきましては、12クラス全てに正規職員を配置し、担任は子どもの活動としてルールを学びながら遊びの領域を広げ、友達との関わり方、給食などの経験を通じ、安心して活動できるクラスづくりに努めております。

一方、3歳未満児クラスは20クラスあり、そのうち正規職員9人、会計年度任用職員11人がクラス担当として当たっております。

会計年度任用職員の保育士が担当する3歳未満児は、各保育園において同じ年齢のクラスは1つの保育室で保育を行っており、必ず正規職員が在室する中で適正な指示の下、保育がなされております。

このように、同じ保育室で保育できることは、多くの保育士がおりますので、子どもの状態の変化にいち早く気づくことができたり、保育士が保育に関し一人で悩むことなくいつでも相談、確認の上、日々の保育ができていますと考えております。

これからの子どもの未来を描き、成長を温かく見守る保育を職員とともに会計年度任用職員にも携わっていただきながら実践できるよう努めてまいります。

続きまして、(ハ)副食費の全額助成についてお答えいたします。

副食費につきましては、これまで3歳から5歳児の保育料全体の中に含まれておりましたが、昨年10月からスタートいたしました、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育園等を利用する子どもの利用料のみが無償化の対象となり、給食費に当たる食材料費につきましては、これまでと同様に保護者負担を基本とすることが示されています。

国におきましては、月額4,500円を副食費の実費徴収の目安としており、現在、町では、国の示す目安より300円低く、月額4,200円で保護者の方に負担をしていただいている状況であります。

この副食費の徴収に際しましては、月額300円低く設定したことに加え、同時通園の第2子につきましては、半額の2,100円とし、第3子以降につきましては、子どもの年齢に関係なく無料とする町独自の軽減を実施してまいりました。

国が示す副食費の基本的な考え方といたしますと、3歳未満児の保育につきましては、主食を含めた給食費全てが保育料に含まれ、保護者負担としていること、保育園等に通わず在宅で子育てをする場合でも、家庭内で生じる費用であることなど、公平性の観点からも無償化とする子どもの利用料とは別の取扱いとしています。

また、副食費として徴収する費用には、調理に係る人件費や光熱水費は含まれておらず、食材料費のみを負担していただいておりますので、食事の質の確保をすることからも全額助成は厳し

いものと考えております。

今後、町で取り組む子ども・子育て支援事業を推進するにあたりましては、子育て世帯への支援について、今後、さらにどのような支援ができるのか、副食費の軽減対象や軽減の在り方を含めた経済的支援について研究してまいりたいと考えております。

14番（大森君） それでは、2回目の質問を行います。

保育士の担当の基準見直しということでは、特に低年齢の0歳、1歳、2歳ぐらいですか、までの子供さんたちに対しては、それぞれの自治体が独自に規定を設けて少人数で当たっているところが、今、広がってきています。これについてを実施をやっていく必要があるというふうに思うんです。

それと、保育士の状況なんです、クラス担当ということで一つの部屋で正規の職員一人で、あと何人かの会計年度の職員をやっているということなんです、やはり働く上で同一労働、同一賃金と同じ働き方をして、まず基本です、それが。それで、27名の会計年度の方がいらっしゃるということですが、そのうちの11人が保育士なんです。だから、本当に子育てに力を入れているのかということです。

それと、保育士の募集についてです。魅力あるお話もずっといただきました。それで、こういう内容が就職しようとする学生さんに届いているのでしょうか。私は、ほかの地域のいろいろお聞きしたんですが、例えば飯田市では、移住・定住も含めて宣伝をしているということで、移住した場合には、こういう制度がありますよということまでやっている。それもあっせんしていくということもやっています。

そこまで手の届いた説明が必要ではないかというふうに思っております。ぜひ、そういう方向で今後、今回の募集については説明会ということではできなかったんですが、これまでのいろんな中では、そういうふうに飯田市ではやっているというお話でした。ですから、それほど保育士の確保には心配ないというようなこともありました。

そういうことも含めて、もう少し保育を確保する、どうするかと、例年、お聞きすれば、採用通知出したけども、ほかの自治体のほうへ就職されちゃったと。それがぎりぎりになってあるという、こういうことを二度と繰り返さないと、そのためのご努力をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、坂城保育園の0歳児なんです、施設の点なんかもあるんですけど、これ、ところが、1歳児は、募集状況を見ると継続は6人なんです。だから、0歳で保育していて1歳になっていくという、そういう途中経過のお子さんなんです。だから、中途半端な入園方法になっているんです。

やはりこれも、対応する施設をきちっと設けていくという計画を、できれば、この総合計画の中にもきちっと入れてやっていくということと、公共施設の見直しという中にもやはりそれをき

ちっと入れていくという方向を検討していただきたいというふうに思います。

また、副食費については、ちょっと時間がないので、また議論させていただきますけども、あともう一つ、申し訳ございません、次の質問に行きますが、循環バスの運行の見直しという事で、これまでいろんな方が提案されてきております。また、今回も提案されております。

まず私は、現在多くの地域で人口減少と高齢化、そして、高齢者の運転免許の返納ということで、やはり地域交通が充実したものがどうしても必要ではないかというふうに思います。そして、坂城町の循環バスについては、2路線で6便あるんですが、信州上田医療センターへ行ったりというありますので、そういうことを差っ引いたとしても、5路線、合計では南北と合わせれば12便ということになります。これを半周にして、もっと利便性を高めるということと、また、バス停がないところ、そして、運行の経路に入っていない地域、これも若干入れてやることによって回転する時間が非常に短時間で、また、より便利になるんじゃないかというふうには考えているんです。そういう点で、半周運行をぜひ検討してほしいということと、利用者の意見はどうか。

それから、先ほど言いました北回りと南回り、半周運行で坂城駅あるいはテクノさかき駅、湯さん館を中継点にして北南を半周ずつで回すというようなことを提案して、1回目の質問といたします。

**建設課長（大井君）** 循環バスの見直しについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、過去3年の循環バスの利用状況でございますが、平成29年は、北回り路線が8,094人、南周り路線が7,892人で、合計1万5,986人の方がご利用されました。

平成30年度は、北回り路線7,936人、南回り路線6,996人で、合計1万4,932人の方がご利用されましたが、若干減少傾向でございました。

令和元年度は、北回り路線8,599人、南回り路線6,986人で、年間利用者数が増加し、1万5,585人の方がご利用されました。

次に、循環バス利用者からの意見の聞き取りにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛要請が終わった6月に、町循環バスを委託している有限会社信州観光バスの協力の下、現在、循環バス利用の状況についてアンケートを実施いたしました。

アンケートの結果、循環バスの利用状況については、町内の高齢の方や免許証返納者の方が多く利用され、ほかの交通手段が限られているため、週1回から4回利用していただき、湯さん館や病院、町内商店の買い物などに利用されているという結果でございました。

また、アンケートにおいて改善などの要望がある場合は、対応できるものについては、随時、対応を行っております。

次に、循環バスの半周運行についてのご質問ですが、これまでも循環バスの利便性を向上させるため、運行方法等の見直しを実施してまいりました。

今後も、運行ルートや運行時間、運行便数などの精査を行い、利用者や町民の皆様の声をお聞きし、より利便性の高い循環バスとなるよう研究を進め、新たな公共交通システムの構築を検討する中で、半周運行についても検討してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** ご答弁いただきました。

この循環バスですけれども、例えば「どこでものれーる」というのがあるんですが、私も使いたいという相談を受けました。だけど、バス路線の中でしか使えないということで、結局、その近くのバス停まで歩いていかなきゃいけない。これ、岡の原の方です。だから、旭ヶ丘の公民館ですか、あそこまで行かなきゃいけない。じゃあ、全然利用できないんだねということなんです。

あそこの産業道路をやっぱり通る路線もほしいなど。いずれにしても一本でしたか、2本あるんですけれども、そういうふうに言われたことがあります。時間だとか多さとかそういうことの利便性もあるんですが、そういうことも含めて検討できるんじゃないかと。

当然、こういうものと併せてデマンド交通をどうするか、これも全国では失敗しているところもあったり、あるいは、最初は人気あったけども、だんだんと下火になってきて、使えなくなったり、使い勝手が非常に悪いとか予約しなきゃいけないとか、あるいは相乗りになってくるといようなことで、いろんな問題も出てきています。

あるいは、タクシーとタクシー会社と協力してこれに近いようなことをやるというようなことを含めて、本当に多角的に全国のいろいろなものを検討していただいて、本当に町民が利用しやすいように。車の免許証持っていても使った方がいいやというぐらいのそういう利便性をぜひつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに感じます。

だから、今後、ますます少子化と高齢化進んでくるというふうに思われます。やはり、このためにも新しい交通システムを構築をしていただくということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（西沢さん）** 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から12月13日までの3日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（西沢さん）** 異議なしと認めます。よって、明日11日から12月13日までの3日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月14日に午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時26分）

